

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年3月31日

徳島市監査委員 稲井 博  
同 藤原 晃  
同 須見 矩明

### 財政援助団体等監査結果報告書

#### 第1 監査の対象

- 1 監査対象団体 徳島市土地開発公社（出資団体）
- 2 対象期間等 平成31年4月1日から令和元年11月30日までに執行した当該出資に係る出納その他の事務
- 3 監査対象団体の概要
  - (1) 目的 公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与する。
  - (2) 設立年月日 昭和48年4月2日（登記日）
  - (3) 基本財産 5,000,000円（徳島市が全額出資）
  - (4) 事務所 徳島市幸町2丁目5番地
  - (5) 職員数 事務局職員46人（市兼務職員46人）

#### 第2 監査の実施期間

令和2年1月20日から3月26日まで

#### 第3 監査の方法

出資の目的に沿って事業が適切に運営されているか、出資に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

#### 第4 監査の結果

徳島市土地開発公社の出資に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。

なお、軽易な指摘事項については、口頭により所管部に対し団体への適切な指導を求めた。また、中西裕一監査委員は病気療養中のため、当該結果報告の決定には従事しなかった。